(平成三十一年三月十四日規則第百八十八号)

令和 六月二〇日

続その他規程を実施するために必要な事項を定めるものとする。 に関する規程 する規程(会規第百四号。以下「規程」という。)第三条及び第六条の規定に基づき、給付金の内容、支給手この規則は、司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金

(給付金の申請方法等)

- 号又は別記様式第一号の申請事項に改変を加えないものであって本会が認めた様式)その他本会が求める書類(以の欄に掲げる区分に応じ、申請期間内に、所属弁護士会に対し、次に掲げる事項を記載した申請書(別記様式第一紀二条 給付金の受給を希望する対象会員(規程第二条に規定する対象会員をいう。以下同じ。)は、別表の対象者 ・「申請書等」という。)を提出し、 当該弁護士会を経て本会に申請する。
- 申請の年月日
- をいう。以下同じ。)、所属弁護士会及び登録番号 一申請をする者(以下「申請者」という。)の氏名(職務上の氏名を使用している者については、 職務上
- 下「期間内登録換え通知書」という。)を提出し、当該弁護士会を経て本会に通知したときは、この限りでない。換え通知書(別記様式第二号又は別記様式第二号の通知事項に改変を加えないものであって本会が認めた様式。以(以下「登録換え通知期間」という。)内に、登録換え後の所属弁護士会に対し、次に掲げる事項を記載した登録者に通知するものとする。ただし、申請後最初の登録換えに限り、当該申請者が、別表に定める登録換え通知期間 通知の年月日
- 申請者の氏名、申請時の所属弁護士会、現在の所属弁護士会及び登録番号
- きないやむを得ない事情が認められるときも同様とする。とができる。申請者が登録換え通知期間の経過前に登録換えをした場合において、期間内登録換え通知書が提出で出して通知したときは、本会は、申請後最初の登録換えに限り、当該申請者に係る申請を有効なものとして扱うこ出して通知したときは、本会は、申請後最初の登録換えに限り、当該申請者に係る申請を有効なものとして扱うこ 三号の通知事項に改変を加えないものであって本会が認めた様式。以下「期間外登録換え通知書」という。)を提 下「申請者への振込期限」という。)までに登録換えをした場合において、申請者への振込期限の翌日から起算し、前項の規定にかかわらず、申請者が登録換え通知期間の経過後別表に定める弁護士会から申請者への振込期限(以三 振込先の口座情報 て十四日以内に、 本会に対し、 前項各号に掲げる事項を記載した登録換え通知書(別記様式第三号又は別記様式第

(給付金の支給方法)

- 第三条 上、申請者の氏名、所属弁護士会、登録番号及び会費等の滞納の有無(以下「申請者情報」という。)を本会に報報告期間内に、申請者の本会及び弁護士会の会費及び特別会費(以下「会費等」という。)の滞納の有無を確認の示三条 弁護士会は、申請者から申請期間内に申請書等の提出があったときは、別表に定める弁護士会から本会への - 弁護士会は、申請者か告しなければならない。
- 内登録換え通知書の弁護士会から本会への報告期限までに、申請者の会費等の滞納の有無を確認の上、申請者情一弁護士会は、申請者から登録換え通知期間内に期間内登録換え通知書の提出があったときは、別表に定める期 を本会に報告しなければならない。
- に定める本会から弁護士会への振込期限(ただし、当該振込期限の最終日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関す給要件」という。)を満たす見込みがあり、前条第二項に規定する申請の無効の事由がないと認めたときは、別表 本会は、前二項の規定により弁護士会から申請者情報の報告がなされ、規程第三条に規定する受給要件(以下「受 でに、弁護士会(前項に規定する場合は期間内登録換え通知書の提出を受けた弁護士会)に給付金相当額を振り込の翌日、当該休日を含め休日が二日以上連続する場合(以下「連休」という。)には、連休の終わる日の翌日)まる法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する休日(以下「休日」という。)に該当する場合は、そ
- 給する。 当する場合は、その翌日、連休の場合には、連休の終わる日の翌日)までに、申請者に給付金を振り込む方法で支定する申請の無効の事由がないと認めたときは、申請者への振込期限(ただし、当該振込期限の最終日が休日に該件を満たす(ただし、規程第三条第三号については該当する見込みで足りる。)所属会員であり、前条第二項に規・弁護士会は、前項の規定により本会から振り込まれた給付金相当額を預り金として処理した上、申請者が受給要
- 弁護士会は 前項の規定により申請者に給付金を支給したときは、 当該申請者の氏名及び登録番号並びに振込み

に要した振込手数料の額を本会に報告しなければならない。

- 7 6 本会は、前条第三項の規定に基づき申請を有効なものとして扱う場合には、期間外登録換え通知書が本会に提出 本会は、前項の規定により弁護士会から報告を受けたときは、当該弁護士会に対し、前項の振込手数料を支払う。
- 支給したときは、この限りでない。 されてから三箇月以内に当該申請者に給付金を振り込む方法で支給する。 ただし、 第四項の規定により弁護士会が

(給付金を支給しなかった場合の対応)

- 第四条 なければならない。 氏名及び登録番号並びに給付金を支給しなかった理由を本会に報告し、当該給付金相当額を本会に速やかに返金し四条 前条第三項に規定する振込みを受けた弁護士会が、申請者に給付金を支給しなかったときは、当該申請者の
- 2 本会は、給付金を支給しなかった申請者に対 し、その理由を書面により通知しなければならない
- 会に報告しなければならない。 弁護士会は、第一項の規定により本会に給付金相当額を返金したときは、当該返金に要した振込手数料の額を本
- 4 (給付金の返金) 本会は、前項の規定により弁護士会から報告を受けたときは、当該弁護士会に対し、 前項の振込手数料を支払う。
- 第五条 当該受領者に対し、給付金の返金を
- 二 国により、対象会員に対し、司法修習生に対する給与又は修習給付金に係る是正措置が講じられたとき。一 受給要件を満たしていないこと、又は第二条第二項に規定する申請の無効の事由があることが判明したとき求めることができる。この場合において、当該受領者は、直ちに給付金を返金しなければならない。 (五条 本会は、給付金の受領者に次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当該受領者に対し、給付金の返金
- 第六条 この場合の支給方法等につい 本条に基づく申請を同号における申請とみなす。)に該当することを要件に、給付金の支給を受けることができる。 満たしていたと認められるときは、取消し等が確定してから三箇月以内に申請をし、 申出に理由があると認められたこと(以下「取消し等」という。)により、申請期間内に申請があれば受給要件を その後当該対象会員が、その懲戒処分を取り消され、若しくは変更され、又は弁護士法第十四条に規定する異議の 条に規定する登録取消しの請求を受けたため、受給要件を満たさず給付金の支給を受けられなかった場合において、 7条 対象会員が除名若しくは退会命令の懲戒処分を受け、又は弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第十三(懲戒処分が取り消された場合等の支給方法等) ては、会長が決定する。 規程第三条第三号(ただし、

第七条 提供をすることができる。 本会は、 申請者情報等この規則を実施するために必要な事項について、 弁護士会に対して照会し、 又は情報

(情報の共有等)

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 本会は、国により、対象会員に対し、司法修習生に対する給与又は修習給付金に係る是正措置が講じられた場合 この規則につき所要の見直しを行うことができる。

則(令和元年六月二〇日改正)

別表の改正規定は、 令和元年六月二十日から施行し、 同年六月十四日から適用する。

別

を修士	NZ				を修十平					を修十平	対主
	式									終習二成	A A
											◎ ○ ★ 竺
え生月	_				え生月二					え生月二	1
たのに-					たのに十					たのに+	
者修司					者修司五					者修司四	対象者
習法	年				習法年					習法年	
令十同月。	令十同月令	十同月令	十同月令	十同月令	一年か年平	十同月令	十同月令	十同月令	十同月令	一年か年平	申請期間
					日五ら四成		八年一和			日五ら四成	計二
	二月二月五			日二日二	ま月令月三	日二日五				ま月令月三	請条期間
				ま月か年	で三和一十	まりか年	ま月か年	ま月か年	ま月か年	で三和一十	間関
- 1	でニらっ	で二ら一	でニらー	ガニらー	十元日一	で二ら一	でニらー	でニらー	でニらー	十元日一	(条
					1 /2				_		# 4 4
	令日同月令和ま月一和			日同月令ま月一和	ま 同 月 令 で 月 一 和					ま 同 月 令 で 月 一 和	報 ら 弁 告 本 護
								ま月一和	ま月一和		
	二で三日五			で三日二	三日元			で三月三	で三日二	三日元	期会士
年十かる		十か年	十か年	十か年	十か年				十か年	十か年	間へ会
	三一ら三	一ら三	一ら三	一ら三	日ら六		一ら三	一ら三	一ら三	目ら六	のか
	令で月令	で月令	で月令	で月令	ま月令		で月令	で月令	で月令	ま月令	知 登
	和 三和	三 和	三 和	三 和	で三和		三 和	三 和	三 和	で三和	期 録
三十二	二十五	十四	十 三	+ =	十 元	十 五	十 四	十三	+ =	十 元	間 換
年 日 3	年 日年	日年	日 年	日 年	一 年	日年	日 年	日年	日 年	一 年	え
四まり	四ま四	ま四	ま四	ま四	日七	ま四	ま四	ま四	ま四	目七	通
令 月~	令 月令	月令	月令	月令	月令	月令	月令	月令	月令	月令	のかの換期
和十		十和	十和	十和	十和		十和	十和	十和	十和	報ら弁え間
三		日四	日三	日二	日元		日四		月二	日元	告本護通内
	年 年	年	年	年	年		年	年	年	年	期会士知登
	五	五	五	五	八	五	五	五	五	· 人	限へ会書録
	中 月令	月令	月令	月令	月令		月令	月令		月令	振護本
		一和	一和	一和	月 行 十 和		一和	一和	一和	十 和	版 퍦 本 込 士 会
											込 工 会 期 4 2
	二 月五	日四	日三	日二	日元		日四	日三		日元	期会か
	年 年	年	年	年	年		年	年	年	年	限へら
	t t	七	七	七	九	七	七		七	九	の弁
	令 月令	月 令	月 令	月 令	月 令		月 令	月 令		月 令	給のら弁
和十		十 和	十 和	十 和	三 和		十 和	十 和		三 和) 振 申 護
	二 五五	五四	五三	五二	十 元		五 四		五二	十 元	期 込 請 士
年 日 :	年 日 年	日 年		日 年	一年	日 年	日年	日年	日 年	一年	限 (者会
	t t	七	t	七	月十	七	七	七	七	月十	支へか
					<u>'</u>		1			'	"

						修 十													を修											
						習二	成												終習		成									
							$\vec{-}$												え生											
						のに													たの											
					者	修 司													者 修											
						習 法	年												習	法	年									
同月令十	同月令-	十同月	令 十	- 同月 -	令十	同月	令	十同月	令	十同	月	令 -	十同	月	令 -	+ =	引月	令	十同	月	令 -	十同	月台	十	同	月令	十厚	司月	令 -	上同月
年一和八				年 一 ラ																								丰 一	和丿	1年一
二日八日			六日	1 二 日 3	五月	二目	匹	月 二 日	七	日 二	. 目:	六	日 二	日	五.		1 日	匹		. 日		日 二	日 7			日 五	日 _	二 目	四目	3 二 日
		ま月かっ	年ま	き月かる	年ま	月か	年	ま月か	年	ま月	カン	年	ま月	カュ	年	まょ	カ	年	ま月	カュ		ま月	かを	∓ ま	月 7	か年	まり	月 か		ま月か
二ら一で	ニらー	でニら・	_ \ \ \ \	: <u> </u>	一 で	ニら	_	でニら	_	でニ	. b ·	- `	でニ	5	-	でニ	- b		でニ	. Ġ	-	でニ	ら -	_ で	_	ъ —	でー	<u>.</u> 6	- ~	でニら
同月令日	同月令日	日同月	令 日	1 同月。	令 日	同月	令	日同月	令	日同	月	令	日同	月	令	日同	引月	令	日同	月	令	日同	月台	1 1	同。	月令	日同	引月	令 [日 月
月一和ま	月一和富		和ま	€月一月	和ま	月一				ま月			ま月			ま月		和				ま月	一 秉	印ま	月 -	一和	まり] —		ま月一
三日八で	三目七	で三日:	六て	第三日 3	五で	三目		で三日		で三			で三	日	五一	で三	三 日	匹			\equiv		日 7	七で	三	日 五		三日	四一	で三日
十か年	十か年	十かっ	年	十かる	年	十か	年	十か	年		カン	年	+	カュ	年	+	ーカュ	年	+	カュ	年		かを		十 ;	か年	_	トか	年	十か
一ら三	一ら三	- ら!	三	一 ら 3	三	ーら	\equiv	ーら	三	_	ら.	三	_	6	三	_	- b	三	_	· 6	三	_	ら =	Ξ	_	う三	_	- ら	三	ーら
で月令	で月令	で月~	令	で月~	令	で月	令	で月	令	で	月	令	で	月	令	7	ご月	令	で	月	令	で	月台	合	で	月令	-	で月	令	で月
三 和	三 和	三		三			和	三			三			Ξ				和			和		三利			三和			和	三
十八	十七	+:		+ 3		+		十			+:			+				四			三		十 7			十 五		+		三 十
日 年	日 年	日 :	年	日名	年	日	年	日	年		日:			日			日	年		日	年		日 左	F		日年		日	年	日
ま四	ま四	ま	四	ま「	四	ま	匹	ま	兀		ま	兀		ま	四		ま	四		ま	兀		ま [Ш	,	走 四		ま	兀	ま 月
月令	月令	月 ·	令	月~	令	月	令	月	令		月~	令		月	令		月	令		月	令		月台	台	,	月令		月	令	月
十 和	十 和	+ 5	和	十月	和	+		+	和		+ ;	和		+	和		+	和		+	和		十乘	印	-	十 和		+	和	+
日 八	日七	目:	六	日	I I.	目	匹	日	七		日 :	六		日	五.		日	匹		日	三		日 7	六		日 五		日	四	日
年	年	4	年		年		年		年			年			年			年			年		左	F.		年			年	
五.	五		Ŧī.	3	ŦĹ.		五.		五.		-	ŦĹ			五.			五.			五.		3	EĹ.		五.			五.	
月令	月令	月 ·	令	月~	令	月	令	月	令		月	令		月	令		月	令		月	令		月台	令	,	月令		月	令	
一和	一和	→ 5		→ ₹		_			和		<u> </u>			_				和		_			一 秉			一和		_		_
日 八	日七	日 :	六	日	Ŧī.	日	匹	日	七		日 :	六		日	五.		日	四		日	三		日 7	六		月 五		日	四	日
年	年	4	年	4	年		年		年		4	年			年			年			年		左	F.		年			年	
七	七	-	七	-	t		七		七		-	七			七			七			七		+	t		七			七	
月令	月令	月 ·	令	月~	令	月	令	月	令		月	令		月	令		月	令		月	令		月台	令	,	月令		月	令	月
十和	十和	+ ;		十月		+			和		+ ;			+				和		+			十乘			十和		+		+
五八	五七	五:		五. 3		五.		五.	七		五.			五.				兀			\equiv		五,			五五		五.	兀	十 五
日 年	月 年	目:	年	日4	年	目	年	日	年		日:	年		目	年		日	年		日	年		日 左	F.		日年		日	年	目
七	七	-	七	-	t		七		七		-	七			七			七			七		-1	占		七			七	

														者	修習を終えた	司法修習生の	十二月以降に	平成二十九年	
十八日まで同年二月二	月一日から	令和九年一	十八日まで	同年二月二	月一日から	令和八年一	十八日まで	同年二月二	月一日から	令和七年一	十九日まで	同年二月二	月一日から	令和六年一	十八日まで	同年二月二	月一日から	令和五年一	十八日まで
日まで日十一	月一日から	令和九年三	日まで	同月三十一	月一日から	令和八年三	日まで	同月三十一	月一日から	令和七年三	日まで	同月三十一	月一日から	令和六年三	日まで	同月三十一	月一日から	令和五年三	日まで
で	月三十日ま	令和九年四		で	月三十日ま	令和八年四		で	月三十日ま	令和七年四		で	月三十日ま	令和六年四		で	月三十日ま	令和五年四	
	月十日	令和九年五			月十日	令和八年五			月十日	令和七年五			月十日	令和六年五			月十日	令和五年五	
	月一日	令和九年七			月一日	令和八年七			月一日	令和七年七			月一日	令和六年七			月一日	令和五年七	
	月十五日	令和九年七			月十五日	令和八年七			月十五日	令和七年七			月十五日	令和六年七			月十五日	令和五年七	

給付金申請書

日本弁護士連合会会長 殿

弁護士会会長 殿

私は、司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対して日本弁護士連合会が支給する給付金の受領を希望しますので、司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金に関する規則(以下「規則」といいます。)第2条第1項の規定により申請します。

また、私は、私の個人情報について、日本弁護士連合会及び所属弁護士会が後記「個人情報の利用について」に沿った利用をすることについて同意します。

※太枠内を必ずご記入ください。

	申請年月日		(西暦)	年	月	日						
	丘夕		フリガナ									
(職務上の氏:	氏名 名を使用している場合 名を記載してください	は,職務上。)	氏				名					
Ē	所属弁護士会				弁護:	士会	登録番号					
振込先(語	亥当する項目σ	いずれ	かにチェックを	入れてくださ	い。)							
	弁護士会の会	会費を引	き落としてい	る口座への	振込みを	希望する。						
	次の口座への)振込み	を希望する。	※申請者	が開設を	受けた口唇	座に限ります。					
		(フリガナ)									
	金融機関名						銀行 ・ 信金 ・ 信組 ・	農協・その)他			
		(フリガナ)									
	支店名					支	店					
	預金種目	普通	• 当座 •	貯蓄 ・ その	D他							
	口座番号						← ゆうちょ銀行 を指定され 替口座開設通知書に記載 口座番号欄に記載してくた	されている記号				
		(フリガナ)									
	口座名義											

<個人情報の利用について>

本申請書により御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会及び弁護士会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、規則に基づき、日本弁護士連合会及び所属弁護士会において、給付金の支給に係る事務のために利用します。

また、給付金の受給要件に関わるため、日本弁護士連合会及び弁護士会の会費及び特別会費の滞納の有無について、所属弁護士会(登録換えを行った場合には、登録換え前の弁護士会を含む。)と日本弁護士連合会との間で共有します。

本申請書を含め提出された書類は、手続の終了後も返却いたしません。

なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されない形で公表することがあります。

- ※1 申請後に登録換えをした場合は、登録換え通知期間内に、規則第2条第2項の方法により通知を行わない限り、本申請は無効となります。登録換えの場合(ただし、申請後最初の登録換えに限ります。)は、「給付金に関する期間内登録換え通知書」(別記様式第2号)を新しい所属弁護士会に提出してください。
- ※2 ※1にかかわらず、登録換え通知期間の経過後弁護士会から申請者への振込期限までに登録換えをした場合又は登録換え通知期間の経過前に登録換えをしたものの、期間内登録換え通知書が提出できないやむを得ない事情がある場合(ただし、いずれの場合も申請後最初の登録換えに限ります。)には、弁護士会から申請者への振込期限の翌日から起算して14日以内に、「給付金に関する期間外登録換え通知書」(別記様式第3号)を日本弁護士連合会に提出してください。
- ※3 給付を受けるには、申請をした日から給付を受けるまでの間、弁護士である必要があります。

<	摘要	5欄)	>			
			申請者氏名記載なし	田	□ 規程第3条に規定する受給要件の充足見込みなし	
	弁		所属弁護士会ではない	弁	□ 登録換えあり	
	護士		登録番号記載なし	連	弁護士会回付日 年 月 日	
	会		日本弁護士連合会及び弁護士会の会費及び特別会費の滞納あり			
		H:	台 連回付日 日 日			

給付金に関する期間内登録換え通知書

日本弁護士連合会会長 殿

弁護士会会長 殿

私は、司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金に関する規則(以下「規則」といいます。)第2条第1項の規定により、給付金の申請書(別記様式第1号)を提出した後、同条第2項に規定する登録換え通知期間内に所属弁護士会の登録換えを行いましたので、同項の規定により、その旨を通知します。

により、その旨を通知します。 また、私は、私の個人情報について、日本弁護士連合会及び弁護士会が後記の「個人情報の利用について」 に沿った利用をすることについて同意します。

※太枠内を必ずご記入ください。

	通知年月日		(西暦)	年	月	日							
	пр		フリガナ										
(職務上の氏4	氏名 名を使用している場合 名を記載してください。	は、職務上 。)	氏				名		印				
前	所属弁護士会	:			弁護:	士会	登録番号						
現	所属弁護士会	:			弁護:	士会	←本通知書は <u>現所属弁護:</u>	士会に提出して	てください。				
振込先(該	核当する項目の	いずれ	かにチェックを	入れてくださ	い。)								
	□ 弁護士会の会費を引き落としている口座への振込みを希望する。												
	□ 次の口座への振込みを希望する。 ※申請者が開設を受けた口座に限ります。												
		(フリガナ)										
	金融機関名						銀行 ・ 信金 ・ 信組 ・ 農協 ・ その他						
		(フリガナ)										
	支店名					支	店						
	預金種目	普通	• 当座 • ;	貯蓄 ・ その	の他								
	口座番号						← <u>ゆうちょ銀行</u> を指定され 替口座開設通知書に記載 口座番号欄に記載してくだ	されている記号	又は振 と番号を				
		(フリガナ)										
	口座名義												

<個人情報の利用について>

本通知書により御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会及び弁護士会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、規則に基づき、日本弁護士連合会及び弁護士会において、給付金の支給に係る事務のために利用します。また、給付金の受給要件に関わるため、日本弁護士連合会及び弁護士会の会費及び特別会費の滞納の有無について、所属弁護士会(登録換えを行った場合には、登録換え前の弁護士会を含む。)と日本弁護士連合会との間で共有します。

本申請書を含め提出された書類は、手続の終了後も返却いたしません。

なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されない形で公表することがあります。

- ※1 登録換え通知期間が経過する前の登録換えについては、原則として本通知書により登録換え後の所属弁護士会を経て日本弁護士連合会に通知することになっていますが、やむを得ない事情があり登録換え通知期間内に提出できなかった場合には別記様式第3号により、日本弁護士連合会に直接通知することが可能です。
- ※2 給付を受けるには、申請をした日から給付を受けるまでの間、弁護士である必要があります。

< }	摘要	欄	>						
			申請者氏名記載なし	П	□ 規程第3条に規定 [・]	まる呉絵亜仏	+の充足目:	121 to 1	
	弁		当弁護士会は登録換え後の所属弁護士会ではない	弁	口	ソの文仰女に	下仍几定无足	207/40	
	護士		登録番号記載なし	連	弁護士会回付日	年	月	日	
	会		日本弁護士連合会及び弁護士会の会費及び特別会費の滞納あり						
		日表	弁連回付日 年 月 日						

給付金に関する期間外登録換え通知書

日本弁護士連合会会長 殿

私は、司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金に関する規則(以下「規則」といいます。)第2条第1項の規定により、給付金の申請書(別記様式第1号)を提出した後、同条第2項に規定する登録換え通知期間の経過後弁護士会から申請者への振込期限までに所属弁護士会の登録換えを行いましたので(又は登録換え通知期間の経過前に登録換えをしましたが、期間内登録換え通知書が提出できないやむを得ない事情があるため)、同条第3項の規定により、その旨を通知します。

また、私は、私の個人情報について、日本弁護士連合会及び弁護士会が後記の「個人情報の利用について」に沿った利用をすることについて同意します。

※太枠内を必ずご記入ください。

(III)	プロログへんことの	0					•			
	通知年月日		(西暦)	年	月	田				
			フリガナ							
	氏名 名を使用している場合 名を記載してください。		氏				名		印	
前	ī所属弁護士会	:			弁護士	-会	登録番号			
現	別所属弁護士会	:			弁護士	会				
振込先(%	※弁護士会の会	会費の引	落口座又は申	請者が開設	を受けた口	座に限り	ます。)			
		(フリガナ)							
	金融機関名						銀行 • 信金 • 信組 •	農協 ・ その)他	
		(フリガナ)							
	支店名		支店							
	預金種目	普通	・当座・	貯蓄・その)他					
	口座番号						← ゆうちょ銀行 を指定され 替口座開設通知書に記載 口座番号欄に記載してくた	されている記号		
		(フリガナ)							
	口座名義									
	はえ通知期間の 登録換え通知書				事情を具体	的に記載	: にてください。			

<個人情報の利用について>

本通知書により御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会及び弁護士会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、規則に基づき、日本弁護士連合会及び弁護士会において、給付金の支給に係る事務のために利用します。また、給付金の受給要件に関わるため、日本弁護士連合会及び弁護士会の会費及び特別会費の滞納の有無について、所属弁護士会(登録換えを行った場合には、登録換え前の弁護士会を含む。)と日本弁護士連合会との間で共有します。

本申請書を含め提出された書類は、手続の終了後も返却いたしません。

なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されない形で公表することがあります。

- ※1 登録換え通知期間が経過する前の登録換えについては、原則として別記様式第2号により登録換え後の所属弁護士会を経て日本弁護士連合会に通知することになっていますが、やむを得ない事情があり登録換え通知期間内に提出できなかった場合には本通知書により、日本弁護士連合会に直接通知することが可能です。
- ※2 給付を受けるには、申請をした日から給付を受けるまでの間、弁護士である必要があります。

<摘要欄>

- □ 登録期間が5年経過していない
 - □ 日本弁護士連合会及び弁護士会の会費及び特別会費の滞納あり
- 連 口 申請から給付まで弁護士でない